

指定都市市長会を代表して 岡山市長が国へ提言を行います

大森雅夫岡山市長が、「地方創生の更なる推進に向けた地方拠点強化税制と地方創生応援税制の延長と拡充」について、指定都市市長会を代表して、下記のとおり国へ提言を行います。

1 日時

令和5年8月7日(月) 16時30分～16時45分

2 場所

中央合同庁舎第8号館 11階 自見政務官室(東京都千代田区永田町1-6-1)

3 内容

○提言事項

地方創生の更なる推進に向けた地方拠点強化税制と地方創生応援税制の延長と拡充に関する指定都市市長会提言(別添のとおり)

○提言先

内閣府 自見 はなこ 内閣府大臣政務官

4 その他

○取材等

取材を希望される場合は、8月4日(金)11時までに、社名、人数、カメラ台数、連絡先等を岡山市政策企画課(下記メールアドレス)までお知らせください。

○その他

- (1)取材は頭撮り(岡山市長より提言の概要説明、内閣府大臣政務官より発言)のみとなります。
- (2)面談終了後、大森雅夫岡山市長が取材に応じます。
- (3)入館手続きは、各社でお願いします。
- (4)取材に当たっては、腕章の着用をお願いします。
- (5)面談開始5分前までに直接会場へお越しください。

【問い合わせ先・取材申込先】

岡山市 政策企画課 岩井・上田

直通086-803-1040 内線3585

メールアドレス: seisakukikaku@city.okayama.lg.jp

地方創生の更なる推進に向けた地方拠点強化税制と地方創生応援税制の延長と拡充に関する指定都市市長会提言

新型コロナウイルス感染症によっても明らかになった過度な東京一極集中を是正するためには、「ひと」や「しごと」を東京から地方へ移動させるという新たな流れを作り出し、地方創生による多極分散型社会の実現が必要である。

こうした中で、平成 27 年に創設された地方拠点強化税制は、これまで税額控除の拡充や適用要件の緩和により、地方における質の高い雇用の場の創出や地方への人の流れを生み出すために活用されてきた。しかしながら、本制度の支援措置の認定を受けた事業件数の実績は目標値を下回っており、計画認定の雇用要件等が障壁となるなど、東京からの移転を検討する企業に十分に活用されていない状況もある。本制度を有効活用するためには、要件緩和や企業メリットの拡充等、更なる制度の拡充が求められる。

また、平成 28 年に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、制度が定着してきたことに加え、令和 2 年税制改正により拡充された税額控除の効果もあり、全国的に企業からの寄附額が増加し、地方創生に寄与している。

こうした地方創生の流れを決して止めることなく、指定都市がリーダーシップを発揮し、地方創生を力強く牽引するため、指定都市市長会として下記のとおり提言する。

記

（地方拠点強化税制について）

- 1 令和 6 年 3 月 31 日までの適用期限を延長すること。
- 2 移転型では、東京 23 区にある事業所からの転勤者が過半数に満たなくとも、新規雇用を含め移転先における雇用が増加する場合は対象とし、拡充型では、本社機能業務に従事する従業員数の維持又は増加とするなど、雇用従業員増加数や東京 23 区からの転勤者数に係る認定要件をさらに弾力化すること。
- 3 オフィスビルの賃貸によって本社機能を移転する事例が非常に多いことから、オフィス減税の対象に機械設備の取得も対象とするなど、賃貸の場合においても十分なインセンティブとなるようオフィス減税の拡充を行うこと。また、税制優遇の上限額の引き上げや同一事業年度における「オフィス減税」と「雇用促進税制」の併用を可能とすること。
- 4 首都圏も含め、イノベーションを誘発する拠点としての機能など、指定都市が果た

す多様な役割を踏まえ対象地域を見直し、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること。

- 5 本社機能等の移転には構想から実現まで相当程度の期間を要することから、2年を超えた長期間の延長をすること。

(地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について)

- 6 令和7年3月31日までの適用期限を延長すること。
- 7 地方交付税の交付・不交付団体に関わらず全ての市町村への寄附を対象とし税額控除の特例措置を適用すること。

令和5年 月 日
指定都市市長会